

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年8月6日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

埼玉メディカルセンター

院長 児玉 隆夫

◎調達機関番号 903

◎所在地番号 11

1 競争に付する事項

(1) 品目分類番号 75

(2) 調達件名及び数量

清掃業務委託契約

(3) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(4) 履行期間（期限）及び納入期限

令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

(5) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター 指定場所

(6) 入札方法

- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費、引継ぎ等、履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。
- (2) 契約事務細則第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」においてA、B又はC、Dの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ① 厚生年金保険
 - ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険
 - ④ 国民年金
 - ⑤ 労働者災害補償保険
 - ⑥ 雇用保険

（注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (6) 旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。
- (7) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないものであること。（地域医療機能推進機構HP、情報公開、JCHO規程参照）
- (8) 令和2年度以降1年間を超える期間、関東圏内の病床数350床以上、または延床面積10,000㎡以上の病院において日常清掃業務を元請として行った実績があること。
- (9) 令和2年度以降、関東圏内の病床数350床以上の病院において、コロナ重症病床の日常清掃業務を継続している実績があること。
- (10) 令和2年度以降、コロナ重症病床の退室殺菌消毒業務を5件以上実施した実績があり、新興感染症に備え、感染対策として殺菌機及び紫外線照射機の取り扱い及び運用を自社で行うことができること。
- (11) サービス接遇実務検定試験1級の資格を有する社員が本店・支店・営業所のいずれかに在籍しており、従業員の指導教育を実施することができること。
- (12) 損害賠償責任保険（1事故につき人身100,000千円以上）に加入していること。
- (13) 震災などの不測の事態に対して、業務内容に対する代行保証があること。
※代行保証業者は、令和2年度以降に病床数350床以上の医療機関の清掃を3年以上継続している実績がある業者に限る。

3 契約条項を示す場所

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4丁目9番3号
独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター 3階 経理課 契約係
電話 048-832-4951 FAX 048-822-3602

4 競争入札執行の場所及び日時

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記3に同じ。入札関係書類の交付に関しては、土曜日、日曜日及び休日を除く
午前9時から正午及び午後1時から午後5時までに、事前に連絡の上、「機密保持に関
する誓約書」（本公告に添付・両面印刷にて押印すること）と引き換えに交付する。

質疑 令和7年9月12日 12:00までに、電子メールにて提出。

電話・口頭での質問は一切受け付けません。

質疑の回答は、 令和7年9月16日 までに電子メールにて回答します。

質疑用メールアドレス： k-yaku@saitama.jcho.go.jp

(2) 競争参加資格提出期限

令和7年9月17日 12時00分（郵送する場合には期限までに必着のこと）

(3) 開札日時及び場所

令和7年9月25日 10時00分 大会議室3（入札書は当日持参すること）

5 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、上記2の競争参加資格に関する証明書等及び仕様書
において定めるものを添付して競争参加資格提出期限内に提出しなければならない。
入札者は開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について
説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行
しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品の納入できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出し
た入札者であって、契約事務細則（平成26年細則6号）34条の規定に基づいて作成された
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をおこなった入札者を落札者
とする。

(7) 提出された応募書類は返却しない。

(8) 詳細は入札説明書による。

Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Comprehensive building management
- (2) Time-limit for tender : 12:00 P.M. September 17, 2025
- (3) Contact point for the notice : Hiroaki Sato, Accounting Division,
Japan Community Health Care Organization Saitama Medical Center, 4-9-3
Kitaurawa Urawa-ku Saitama-shi, Saitama 330-0074, TEL048-832-4951

(別添)

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
埼玉メディカルセンター 院長 児玉 隆夫 殿

住 所（所在地）：
氏 名（法人名）：
（代表者名）：
電 話 番 号：（ ） —
E-mail：

印

_____（以下「当社」という。）は、独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンターにおける清掃業務委託契約（以下「本件目的」という。）を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1） 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- （2） 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- （3） 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- （4） 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- （5） 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

（機密情報の取扱期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(別添)

(機密情報の取扱い)

- 第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。
- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

- 第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。
- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

- 第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

- 第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

- 第8条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

- 第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。
- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、貴院の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上